

広報あおもり

2025年6月号



青森県警察シンボルマスコット
「アピーくん」&「レピーちゃん」

青森県警察本部 広報課

～目次～

- 住宅対象侵入犯罪被害防止【生活安全企画課】
- ネットトラブルを防止しよう【人身安全対策課】
- 不法就労防止にご理解とご協力を！【生活保安課】
- 犯罪の被害にあわない・犯罪者にならない【捜査支援分析課】
- 横断歩行は歩行者優先【交通企画課】
- シートベルト・チャイルドシートで命を守ろう【交通企画課】
- ルールを守って自転車事故を防止しよう【交通企画課】
- 高齢者講習等の早期受講についてのお願い【運転免許課】
- 「安全運転相談窓口」を活用してみませんか？【運転免許課】
- マイナ免許証の取扱いが始まりました【運転免許課】
- 6月の広報予定

住宅対象侵入犯罪被害防止

生活安全企画課

◇青森県内の令和6年中の侵入窃盗発生状況

侵入窃盗 **307件** (前年比-224件)
うち住宅対象 **87件** (前年比+16件)

令和6年中は、令和5年より「侵入窃盗」の認知件数が減少しましたが、そのうち、「住宅対象」の侵入窃盗の被害が16件増加しました。令和6年も令和5年と同様に、約7割の方が鍵を掛けていない状態で被害に遭っています。

犯人は鍵の掛かっていない建物や自転車、車を狙っています。また、犯人と鉢合わせになることで、強盗などの凶悪犯罪に発展する可能性もあります。

「鍵掛け」を習慣にして自宅を守りましょう!

- ☐ 在宅時や短時間の外出でも確実に鍵を掛ける
- ☐ 外出前や就寝前は、玄関と全ての窓の施錠を確認する
- ☐ 窓の外に侵入の足場となるような物を置かない
- ☐ 盗まれる物はないと思っても、鍵を掛ける



青森県警察では、青森県警察防犯アプリ「まもリン」を運用しています。

みなさんの身近で発生する事件の情報や、子供や女性を対象とする事案の情報などを提供しています。

iOS

iPhoneの方は
こちらから



Android

Androidの方は
こちらから



警察相談専用電話#9110または017-735-9110

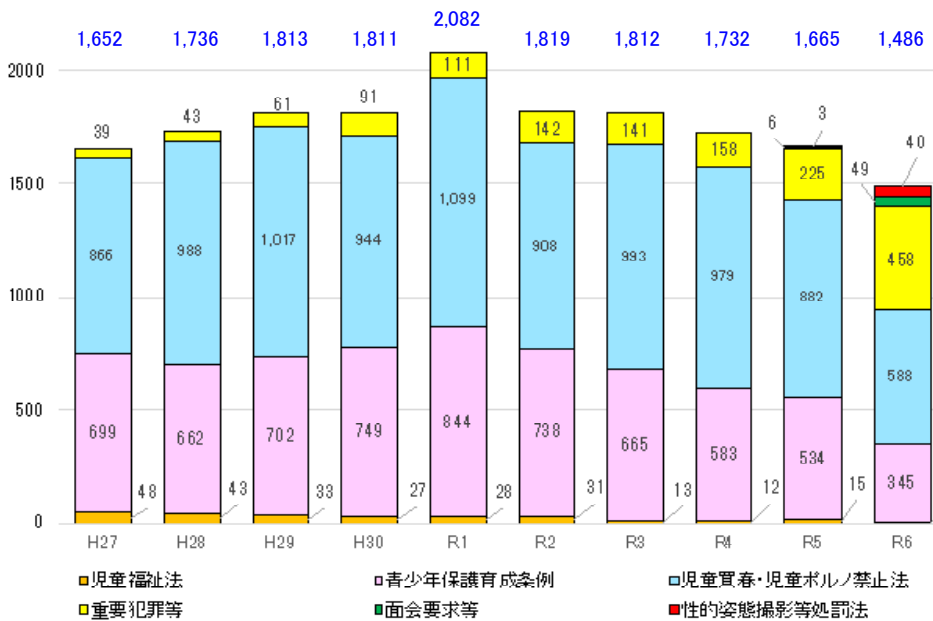
青森県警察本部 生活安全企画課

ネットトラブルを防止しよう

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）をきっかけとして、児童が性犯罪等（児童買春、児童ポルノ）に巻き込まれる事件が後を絶ちません。

令和6年中、SNSの利用により、全国で**1,486人**の児童が被害に遭っています。重要犯罪等（不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐等）が増加しています。

SNSに起因する事犯【被害児童数】



SNSとは…本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの



SNSに起因する事犯…SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

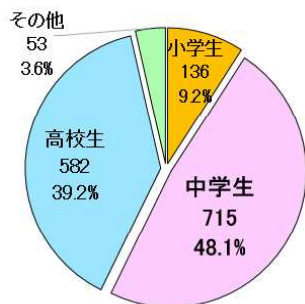


重要犯罪等…殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁

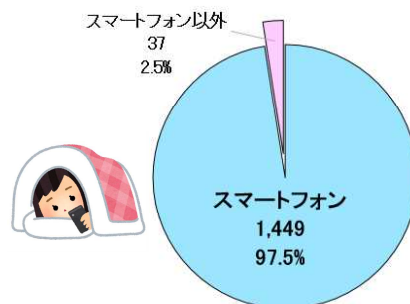
令和6年中の被害児童を学職別に見ると**中学生**が約半数を占めました。

被害児童のSNSへのアクセス手段は、**スマートフォン**が97.5%でした。

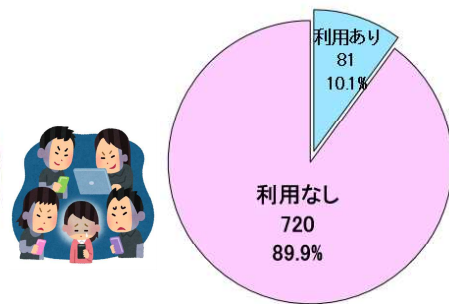
被害児童のうち、フィルタリング利用の有無が判明した801人中、**89.9%**が**フィルタリング**を利用していませんでした。『令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況』（警察庁）より



【被害児童学職別】



【被害児童のアクセス手段】



【フィルタリング利用状況】

《フィルタリングは24時間子供を守ります》

フィルタリングは、有害サイトへのアクセスを防ぐサービスです。18歳未満のお子さんにスマートフォン等を持たせる場合には、お子さんを犯罪から守るために**フィルタリング**を設定しましょう。



青森県警察本部 人身安全対策課

不法就労防止にご理解とご協力を!



生活保安課

外国人を雇用するときは必ず身分確認をお願いします。



現在、日本国内には、不法滞在者と言われている
■ 在留期間を過ぎたまま日本に残留している外国人
■ 密入国して日本に在留している外国人
が数多くいるとされています。

パスポート、在留カードで確認できること

氏名、生年月日、国籍、在留資格、在留期間等を確認することができます。

就労が認められていない在留資格

「文化活動」「短期滞在」「留学」「研修」「家族滞在」の資格で在留する外国人は、法務大臣から許可を受けるなどしなければ就労することができません。

不法就労者を雇用した事業主は不法就労助長の処罰対象となります。



外国人の雇用時に、当該外国人が不法就労者であることを知らなくても、在留カードの確認をしていないなどの過失がある場合は処罰の対象となることがあります。

また、その行為者を罰するだけでなく、その法人、雇用主等に対しても罰金刑が科せられます。

不法就労助長罪

働くことが認められていない外国人を雇用した事業者や不法就労をあっせんした者

罰 則

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科

事業主の方は、不法就労外国人を雇わないよう身分確認を行い、適正な雇用に努めるようお願いします。



犯罪の被害にあわない 犯罪者にならない



◎大使館や公安省を名乗る電話に注意

個人情報聞き出したり、お金を要求される可能性があります。

あやしい電話は一度切って、家族や友人に相談しましょう



◎賭博はやめましょう

賭博による借金が原因で、犯罪に手を染めたり、トラブルに巻き込まれることがあります。

◎口座の売買は犯罪です

SNSには、「口座を売ると3万円」などの誘いがあります。

他人に口座を譲り渡すのは犯罪です。

自分の国に帰るときも、他人に口座を譲り渡さないで、解約してください。



◎高額なバイトに注意してください

SNSで、「お金をおろすだけ」「他人になりすましてアパートで荷物を受け取るだけ」「在留カードをなくしたふりするだけ」などの高額なバイトを募集しています。

これらの行為は犯罪です。

詐欺の仲間として警察に逮捕されます。

犯罪者になって**逮捕・強制送還**されると、大切な人に会えなくなったり、日本にすることができなくなってしまう。

自分のことは自分で守りましょう。

周りの人や警察は、あなたの味方です。



青森県警察

横断歩道は歩行者優先

交通企画課

昨年8月にJAFが実施した「信号機のない横断歩道における実態調査」によると、青森県内の信号機のない横断歩道における車両の一時停止率は、**59.9%**（前年比+12.5%）でした。全国平均を上回ったものの、いまだ4割の車両が停止していない状況です。

車両の運転者は、「**横断歩道は歩行者優先**」の意識を持ち、歩行者は、手を上げるなど運転者に合図をして安全に横断しましょう。

	青森県	全国
令和6年	59.9%	53.0%
令和5年	47.4%	45.1%
令和4年	56.7%	39.8%
令和3年	14.0%	30.6%

全国17位
全国26位
全国7位
全国ワースト3位

このひし形マークは、「この先に横断歩道があります」ということを意味します。



車両等は、横断歩道に接近する場合、

- 近くに歩行者がいないか確認
- 横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速
- 横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいる時は手前で一時停止

するようにしなければなりません。

※ これらのルールに違反すると、「**横断歩行者等妨害等**」の違反となります。



罰則	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
	※ <u>（令和7年6月1日から「懲役」は「拘禁刑」へ変更）</u>
違反点	2点
反則金	大型等 12,000円 普通 9,000円
	二輪 7,000円 原付 6,000円

◇ **ルールを守って、大切な命を守りましょう！** ◇

シートベルト・チャイルドシートで命を守ろう

交通企画課

道路交通法により自動車の運転者は、

- シートベルトを着用しないで運転してはならないこと
- シートベルトを着用しない人を乗せて運転してはならないこと
- チャイルドシートを使用しない6歳未満の子供を乗せて運転してはならないこと

と定められています。

令和6年中の自動車乗車中の交通事故死者18人のうち、シートベルトを着用していなかった方が7人でした。

令和6年に実施されたシートベルト着用状況調査では、後部座席の着用率が約3割で、全国ワースト2位という結果になっています。

また、令和6年に実施されたチャイルドシート使用状況調査でも、青森県内のチャイルドシートの使用率は全国平均を僅かに下回り、約2割以上が未だにチャイルドシートを正しく使用していない状況にあります。

調査結果（令和6年）

	本県	全国
運転席	99.8%	99.2%
助手席	98.1%	96.8%
後部席	30.2%	45.5%
チャイルドシート	77.5%	78.2%

「スピードが出ていないから大丈夫」、「子供をしっかり抱っこしていれば大丈夫」「後部座席だから大丈夫」と考えていませんか？

- **チャイルドシートを使用していなかったために、事故の衝撃でダッシュボードや窓ガラスに体をぶつけ、大怪我を負う**
- **車内から外に放り出されて全身に大怪我を負う**

という交通事故が発生しています。

また、自分の車のスピードが遅くても、相手の車のスピードが速ければ、衝突時の衝撃は大きくなります。車は鉄の塊であり、その衝撃による反動は、人間の力では到底支えられるものではありません。

運転者は、シートベルトやチャイルドシートは自分と同乗者の「命を守る」という意識を持ち、全ての座席でのシートベルト着用とチャイルドシート使用をお願いします。



ルールを守って自転車事故を防止しよう

交通企画課

道路交通法では、自転車は「軽車両」に分類され、「車両」の仲間となるため、自動車と同じように守らなければならないルールが定められています。

令和6年11月1日から、道路交通法が改正され、自転車の「**ながらスマホ**」「**酒気帯び運転**」の罰則が整備されました。

また、令和5年4月1日から、全年齢の自転車利用者に**乗車用ヘルメットの着用**が努力義務化されましたが、県内の着用率は全国平均よりもかなり低い状況です。

自転車の罰則強化

○ 運転中のながらスマホ

スマートフォン等を手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

○ 酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して罰則が整備されました。

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

※（令和7年6月1日から「懲役」は「拘禁刑」へ変更）

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

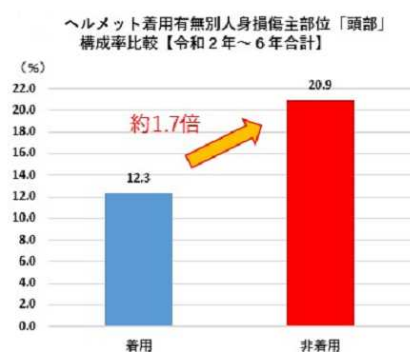


ヘルメットの着用

自転車乗用中の事故で亡くなられた方の**約5割以上**が、**頭部に致命傷**を負っています。

事故で負傷した際の被害を軽減するためにも、頭を守ることがとても大切です。

ヘルメットを正しく着用し、自分の命を守りましょう。



(注) 自転車乗用中の死者・重傷者における人身損傷主部位が「頭部」であった者の構成率を比較した。

※警察庁統計資料より引用

ルールを守って、大切な命を守りましょう！



高齢者講習等の早期受講についてのお願い



運転免許証の有効期間満了時に70歳以上になる方は、運転免許証更新手続の前に高齢者講習等を受講しなければなりません。

- 70～74歳の方 ⇒
 - ・ 高齢者講習
- 75歳以上の方 ⇒
 - ・ 運転技能検査（対象者のみ）
 - ・ 認知機能検査
 - ・ 高齢者講習

高齢者講習等の該当の方には、有効期間満了日の約6か月前ごろに「運転免許証の更新に伴う通知書（はがき）」を送付しています。

通知書を確認し、希望する実施場所へ直接電話予約をしてください。

◎ 運転技能検査・認知機能検査及び高齢者講習の受検・受講について

- 各種検査及び講習は、県内教習所及び運転免許センターで実施しております。
- ご希望の教習所等に電話でお申し込みください。
予約は混み合いますので、お忘れにならないようお願いいたします。

◎ 高齢者講習等受講後のお願い

運転技能検査や認知機能検査、高齢者講習を受検・受講すると、

- ・ 運転技能検査受検結果証明書（対象者のみ）
- ・ 認知機能検査結果通知書
- ・ 高齢者講習終了証明書

が交付されます。

これらは、運転免許証更新時に必要となりますので、更新手続を行うまで大切に保管してください。

青森県警察本部交通部運転免許課（青森県運転免許センター内）

- ・ 受付時間：午前9時から午後4時まで
（土、日、休日及び年末年始を除く）
- ・ 電話番号：017-782-0081（代表）
- ・ 担当：高齢運転者等支援係



「安全運転相談窓口」を活用してみませんか？

安全運転相談窓口

運転に支障がある病気等にかかった方やそのご家族等からの相談のほか

- ・ 運転に不安のある方
- ・ 運転免許証の返納についてお悩みの高齢者の方
- ・ 上記にあてはまる方のご家族等

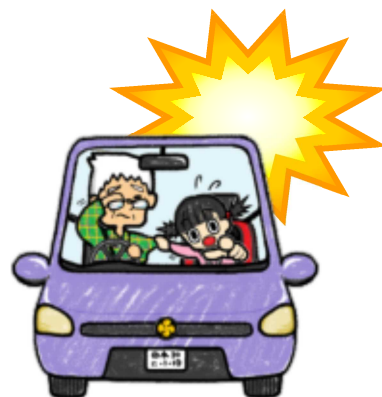
からの相談も受け付けております。

安全運転相談窓口は、

- ・ 青森県運転免許センター
- ・ 八戸、弘前、むつ自動車運転免許試験場
- ・ 県内各警察署

に設置しております。

希望する相談場所へ事前にお問い合わせの上、ご相談ください。



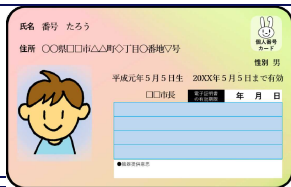
安全運転相談ダイヤル（#8080）

病気や身体に障害を有する方の運転免許の取得に関すること、高齢者等の運転の継続に関すること、運転免許証の返納に関することなどのご相談を受け付けております。

- ・ 全国統一の電話番号
#8080（シャープハレバレ）
- ・ 受付時間
午前9時から午後4時まで
（土、日、休日及び年末年始を除く）

お問い合わせ先

青森県警察本部交通部運転免許課
高齢運転者等支援係・運転免許管理係
☎017-782-0081



マイナ免許証の取扱いが始まりました

マイナンバーカードに免許情報を記録し、運転免許として利用できるようになりました。

運転免許センター
八戸・弘前・むつ運転免許試験場

で手続きが可能です。



警察署では手続きができませんので、ご注意ください。

マイナ免許証の保有者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書(6～16桁の署名用電子証明書暗証番号)を警察に申出することなどにより、次のサービスを受けられるようになります。

- オンラインによる更新時講習
- 住所変更等は市町村窓口に出すだけで、免許センター等での変更手続きが不要

詳しくは

青森県警察 マイナ免許



警察本部運転免許課 ☎ 017-782-0081

～6月の広報予定～

○ ラジオ広報予定

エフエム青森「あおもり・ふぁん」（毎週月曜日～金曜日 16：55 ～ 17：00）

第1週（2日から6日）	・ 子供に関する相談は「少年サポートセンター」へ
第3週（16日から20日）	・ 自転車利用時のルール周知と事故防止

RABラジオ「県広報タイム」（毎週月曜日～木曜日 7：30 ～ 7：35）

第4週（23日から26日）	・ 薬物乱用のない社会を
---------------	--------------

○ 音楽隊の派遣予定

6月13日（金）憩いのコンサート i n 青い森公園 12：15 ～ 12：45（青森市：青い森公園）
6月20日（金） 医療法人弘愛会デイサービスセンターふれあい温泉演奏会 14：00 ～ 14：50（弘前市：ふれあい温泉）
6月26日（木） 深浦町交通安全・青少年非行防止・社会を明るくする運動町民総決起大会 13：45 ～ 14：15（深浦町：深浦町町民総合センター）
6月28日（土） 浪岡地区安全・安心まちづくり推進大会 10：40 ～ 11：20（青森市浪岡：中世の館）